

仮換地指定通知の内容

和光北東区発第59-〇〇〇号
令和6年9月13日

令和6年8月時点の土地登記簿記載の土地所有者の氏名を転記してあります。

和光 太郎 様

和光都市計画事業和光北インター東部地区土地区画整理事業
 施行者 和光北インター東部地区土地区画整理組合
 代表者 理事長 上原 高明

この仮換地指定通知書は、以下の図書を一式として構成されています。

- ・ 仮換地指定通知
- ・ 仮換地案内図
- ・ 仮換地位置図
- ・ 仮換地明細図

基準地積は、本組合定款第49条及び第50条並びに第51条により決定した、換地及び清算金を定めるときの基準となる従前の宅地の地積のことで

仮換地指定通知

和光都市計画事業和光北インター東部地区土地区画整理事業施行地区内のあなたが所有する宅地について、土地区画整理法第98条第1項の規定により下記のとおり仮換地を指定しますので、同条第5項及び第99条第2項の規定により通知します。

令和6年8月時点の土地登記簿記載の町名、地番、地目、登記地積を転記してあります。

従前の土地（従前地）と仮換地の関係については、次の3種類があります。

- ① 1筆の従前地に対し1個の仮換地を定める場合
- ② 1筆の従前地に対し数個の仮換地を定める場合（分割換地）
- ③ 数筆の従前地に対し1個の仮換地を定める場合（合併換地）

あなたの仮換地の街区番号と画地番号を記載してあります。

3種類の図面を添付してあります。

- ① 仮換地案内図
- ② 仮換地位置図
- ③ 仮換地明細図

あなたの仮換地の位置が着色してあります。

仮換地の地積は、整数値未満の記載は省略してあります。
 また、地積については今後行う工事や測量等により多少変動する場合がありますので、その旨ご承知おき下さい。

仮換地の使用収益の開始は、工事の進捗状況にあわせて順次通知いたしま

整備の実施を目的として、仮換地指定を全体に対して一括で行います。仮換地の「使用収益の開始」は街区や道路の各单位における「整備の完成」状況により個々に対して通知を行います。
仮換地指定後も施行者より別途通知等が来るまでは、現在の土地をそのままご使用ください。

従前の宅地					仮換地			摘要
町名	地番	地目	登記地積(m ²)	基準地積(m ²)	街区番号	符号	地積(㎡)	
新倉三丁目	100	畑	1,000.00	1,008.25	1	1	615	添付図面のとおり
新倉三丁目	200	雑種地	1,000.00	1,008.25	2	2	250	添付図面のとおり
					15	3	305	添付図面のとおり
新倉三丁目	300	畑	200.00	201.65	4	4	417	添付図面のとおり
新倉三丁目	400	畑	500.00	504.12				
以			下			余		白
仮換地の指定の効力発生の日					令和6年9月20日			
仮換地について使用又は収益を開始することができる日					別に定めて通知する			

- (注) 1 この通知書記載の「仮換地の指定の効力発生の日」から、従前の宅地については、使用し、又は収益することができません。
- 2 別に通知する「仮換地について使用又は収益を開始することができる日」までは、仮換地を使用し、又は収益することができません。

(教示) この通知について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に、埼玉県知事に審査請求をすることができます(審査請求書の記載事項は、行政不服審査法第19条に規定されています。)。また、行政事件訴訟法の規定により、この通知書を受け取った日(その他、審査請求をした場合においては、裁決があったことを知った日)から6箇月以内に和光北インター東部地区土地区画整理組合を被告として取消訴訟を提起することができます。